

1 用語解説

■インセンティブ

やる気や行動を引き出すための刺激、動機付け。具体的には、特典や優遇措置などが挙げられる。

■インバウンド

外国人が訪れてくる旅行。

■エコ通勤

従業員の通勤手段をマイカーから公共交通や自転車などに転換することを促す取組。

■区画街路

街区を構成する基本的な道路。街区や宅地の外郭を形成し、交通の集散や宅地への出入りに用いられる、日常生活に密着した道路。

■公安委員会

警察法第38条に基づき、大阪府知事の所轄の元に置かれており、大阪府警察の管理をするほか、その権限は、警察法及び警察法以外の法令により付与されている。その権限の一つとして、道路交通法に基づく道路における交通規制、自動車等の運転免許等がある。

■交通管理者

道路を利用する側の通行の管理を行う警察のこと。

■交通手段分担率

交通手段とは、移動の際に利用する、鉄道、バス、自動車、自転車等のことであり、分担率とは、全体の移動に対して利用される各交通手段の割合のこと。

■国勢調査

総務省統計局が5年ごとに全国民を対象にその地域分布、基本的特性、経済的屬性、住宅環境等を調査する統計のこと。

■コンテンツ

内容、中身。

■コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

■三次救急医療機関

二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療（三次救急）を行う医療機関。三次救急では複数診療科にわたる特に高度な処置が必要であり、「救命救急センター」や「高度救命救急センター」が対応する。

■自転車通行空間ネットワーク路線

自転車の通行空間が途切れることなく、網目のように整備されている路線。

■自転車

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（ルールにより運転する車を除く）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（道路交通法第2条第1項第11号の2）。普通自転車とそれ以外に分類され、一般的に「自転車」と言えば普通自転車のことを指し、本計画においても同様である。

※「普通自転車の項目（P84）を参照」



■自転車横断帯

道路交通法により道路において道路標識等によって指示された自転車の横断場所のこと。自転車横断帯が設置されている交差点を横断する場合、自転車は自転車横断帯を通らなければならない。

■自転車通行環境整備モデル地区

自転車通行環境整備の模範となる事業を実施することにより、整備上の課題と対策を検証し、自転車通行環境整備の戦略的展開を図ることを目的として、平成20年1月に国土交通省と警察庁が指定した全国98地区のこと。道路管理者と都道府県警察が連携して自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進した。

■自転車通行空間

自転車が通行するための道路、または道路の部分。

■自転車保険

自転車乗車中に自分が怪我をした時の治療費をカバーする「傷害補償」と、自転車で第三者の身体や財物を傷つけた時の損害賠償金をカバーする「個人賠償責任補償」の二つで構成されている。自転車保険単独のものと、自動車保険等の特約に付いている場合がある。近年、自転車が加害者となり、多額の損害賠償金を求められる事故が増えており、自転車保険加入を義務付ける自治体が増えている。

■自転車レーン

本計画書では、道路構造として自転車専用通行帯と同程度の規格を有するが、法的位置づけを持たない道路の部分を用いる。

■車道外側線

歩道が設けられている道路において、車道の路端寄りに引かれている白い線。

■生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路。本計画書では、幹線道路以外の道路を総称して呼んでいる。

■総合交通計画

交通政策基本法及び都市・地域総合交通戦略要綱[国土交通省都市局]に基づいて作成する市の交通に関するマスタープラン。

■タンデム自転車

複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車。普通自転車ではないので自転車歩行者道は通行不可。各都道府県によって公道の走行の可否が規定されている。（平成29年4月現在、16府県で公道を走行可能）

■単路部

交差点以外の道路の直線区間のこと。

■端末交通手段

代表交通手段の端末交通に相当する交通手段。例えば、代表交通手段として鉄道を利用する人の場合、出発地から乗車駅まで、降車駅から目的地までの移動に使用する交通手段。

■大規模自転車道

河川敷公園や文化施設などを結び、自然にふれあいながらスポーツ、レクリエーションに幅広く利用する目的で整備された自転車通行用の道路。

■代表交通手段

1回のトリップで複数の交通手段を使用する場合のその中の主な交通手段。代表交通の判断の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順となっている。



■特殊街路

もっぱら、歩行者、自転車、都市モノレール等、自動車以外の交通の用に供するための道路。

■都市計画マスタープラン

都市計画法により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）となるもの。

■トリップ

人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップといい、1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。

■道路管理者

道路をつくり、且つ維持・修繕等を行う、要するに道路自体を管理する、国、県、市町村のこと。

■道路交通センサス

正式名称は「全国道路・街路交通情勢調査」。全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するもので、国土交通省が各種調査を5年毎に実施している。

■道路付属物

道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物。例えば、道路照明灯やカーブミラー、ガードレールなど。

■二次救急医療機関

二次救急患者は、肺炎や脳炎など、手術を要したり、入院を要するが、すぐに生命には別状ない、ある程度の重症患者である。二次救急医療機関とは、地域の病院（一般の総合病院や国公立病院など）がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関をいい、原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものである。X線装置、心電図、輸血および輸液などのための設備などの基準を満たすことが要件となっている。

■パーソントリップ調査

「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」移動したのかについて調査し、人の1日のすべての動きをとらえる調査。京阪神では10年に1回実施。

■バリアフリー

障害者や高齢者などの生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段の代わりに緩やかなスロープを作ったり、電卓や電話のボタンなどに触れば分かる印を付けたりするのがその例。

■バリアフリー基本構想

国が定める基本方針に基づき、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。

■パブリックインボルブメント

行政による計画の策定を、住民や市民の参加を積極的に募って行うこと。

■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の頭文字を揃えたもので、計画、実施、評価、見直しのサイクルを繰り返し、継続的な進捗管理・改善を行う手法。



■ピクトグラム

絵文字、絵言葉のこと。図記号の一種。表現対象である事物や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。

■普通自転車

車体の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪または三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。

- ①長さ190cm以内および幅60cm以内。 ②側車をつけていない。(補助輪は除く)
- ③運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない。(幼児用座席は除く)
- ④ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある。
- ⑤歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない。

一般的によく利用されているシティサイクルやロードバイクなどのほとんどの自転車はこれに該当する。なお、「普通自転車歩道通行可」の規制が実施されている歩道を通行できる自転車は、普通自転車に限られる。

■法定外表示

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路交通法施行規則、災害対策基本法施行規則、大規模地震対策特別措置法施行規則等に定められたもの以外の看板、表示等で、交通の安全と円滑を図るために設置するもの。

■モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

■矢羽根型路面表示

自転車利用者に対して、通行する位置と方向を明示するために車道左側部の路面上に設置する「<」型の法定外の路面表示。

■立地適正化計画

人口減少・少子高齢化に伴い、居住や医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を適切に誘導することにより、集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画。

■路肩

道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分。

■路側帯

歩道がない道路で、歩行者の安全のために設けられた、道路端の白の実線によって車道部分と区分された帯状の部分。

■路面表示

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示。法定で規定されている場合は「路面標示」と記す。

2 自転車ネットワーク路線一覧

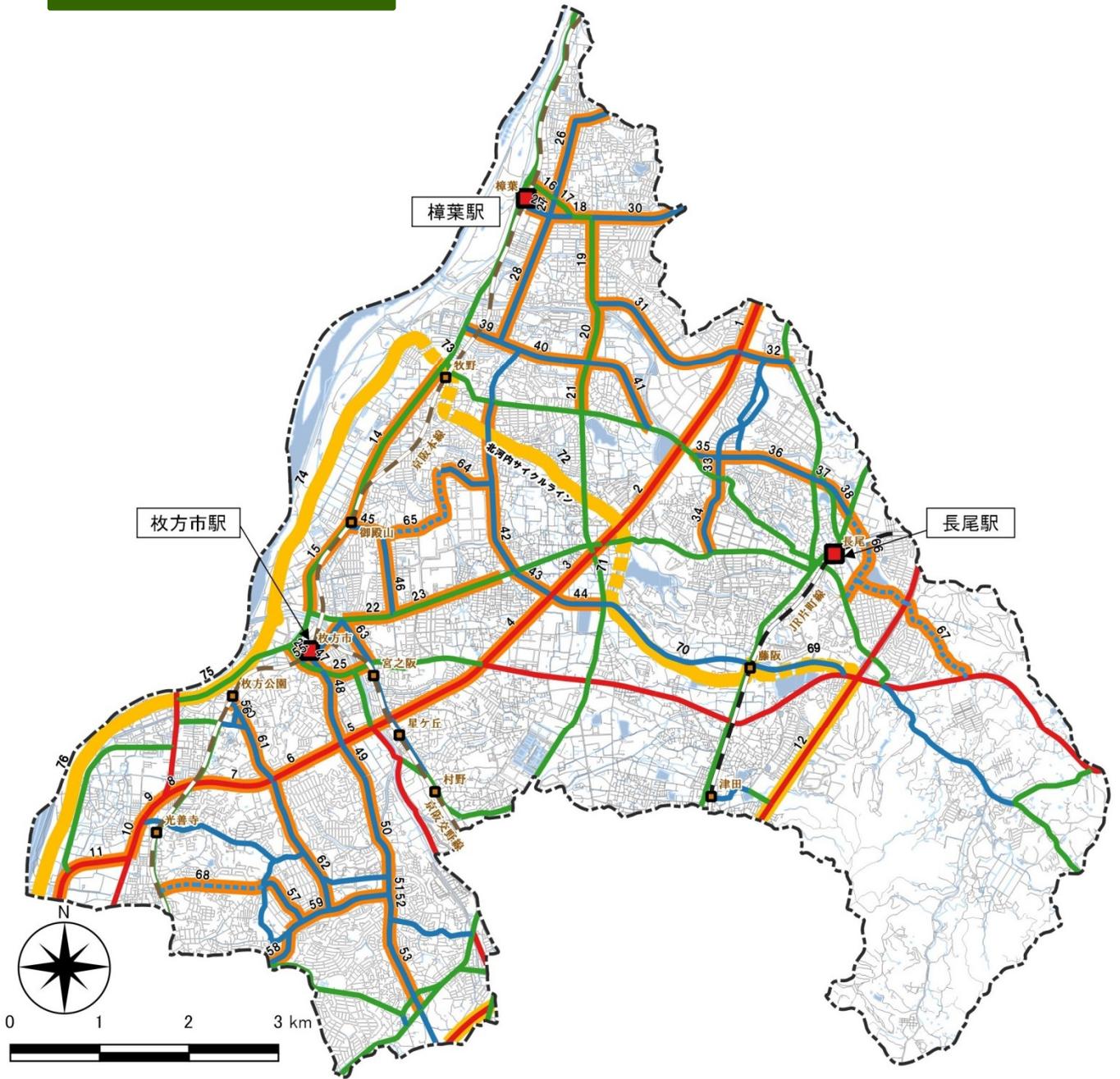
表 参-1 自転車ネットワーク路線一覧その1

区 間 番 号	路線名	道路状況						交通量 (道路交通センサス)			自転車ネットワーク路線選定条件							
		概略延長	規制速度	車線数	道路幅員	歩道幅員	路肩幅員	自転車交通量	歩行者交通量	自動車交通量	① 鉄道駅、拠点施設等アクセスルート	② H27事故多発区間	③ 自転車交通量が多い	④ 主要3駅駐輪場定期利用者ニーズ	⑤ 新施設立地	⑥ 整備済み又は整備予定	⑦ 路肩に余裕がある	⑧ 連続性を確保
1	国道1号	0.6	50	4	26	3.00	0.75			25,001								●
2	国道1号	1.2	50	4	26	3.00	1.25			25,001	●	●						
3	国道1号	2.2	50	4	26	2.00	0.75			33,217	●	●						
4	国道1号	1.1	60	4	26	3.00	1.50			33,217	●	●					●	
5	国道1号	1.8	60	4	26	5.00	1.00			47,865		●						
6	国道1号	0.9	60	4	26	0.00	1.50			47,865		●					●	
7	国道1号	0.9	60	4	26	3.00	1.50			47,865							●	
8	国道1号	0.4	60	4	26	1.50	0.50			47,865								●
9	国道1号・国道170号	0.4	40	8	41	4.00	0.75	1,514	551	66,399		●	●					
10	国道1号	0.4	60	8	50	4.00	0.75			66,399		●						
11	国道1号	1.0	60	4	50	3.00	2.00			41,405							●	
12	第二京阪道路	1.9	50	2	76	4.00				13,323						●		
13	第二京阪道路	0.7	30	2	76	7.50	1.00			17,738						●		
14	13号京都守口線	2.0	50	2	22	2.00	1.25	789	211	9,546	●	●	●			●		
15	13号京都守口線	1.0	50	4	22	2.00	0.50	789	211	9,546	●		●			●		
16	18号枚方交野寝屋川線	0.2	40	2	18	3.00	1.00	1,361	508	10,874	●		●			●		
17	18号枚方交野寝屋川線	0.3	40	2	18	3.50	0.50	1,361	508	10,874	●	●	●	●		●		
18	18号枚方交野寝屋川線	0.2	40	4	18	3.50	0.50	1,361	508	10,874	●	●	●	●		●		
19	18号枚方交野寝屋川線	1.0	40	2	18	3.00	1.50	1,361	508	10,874	●	●	●	●		●	●	
20	18号枚方交野寝屋川線	0.7	40	2	18	3.00	1.25	1,361	508	10,874			●	●		●		
21	18号枚方交野寝屋川線	0.5	40	2	18	2.00	1.25	1,361	508	10,874			●			●		
22	144号杉田口禁野線	0.6	30	2	16	1.50	0.50	1,407		10,270	●	●	●	●	●			
23	144号杉田口禁野線	1.4	30	2	16	3.00	1.50	1,407		10,270	●	●	●	●		●	●	
24	139号枚方茨木線	0.5	30	2	12	3.00	0.50			6,273	●	●		●		●		
25	139号枚方茨木線	0.5	30	2	12	3.00	0.75	969	1,441	11,314	●		●	●		●		
26	楠葉中宮線	1.3	40	2	16	3.00	1.00				●	●		●				
27	楠葉中宮線	0.2	40	2	16	3.50	0.50				●							
28	楠葉中宮線	1.5	40	2	16	3.00	1.50				●						●	
28	楠葉中央線	0.2	40	4	20	3.50	0.50				●							
29	楠葉中央線	0.2	40	4	20	3.50	0.50				●							
30	楠葉中央線	1.0	40	2	20	3.00	2.00				●		●				●	
31	長尾船橋線	2.0	40	2	12	1.50	1.50					●	●				●	
32	長尾船橋線	0.5	40	2	16	2.00	0.50											●
33	長尾春日線	0.2	40	2	16	3.00	0.50				●	●						
34	長尾春日線	0.9	30	2	16	3.00	0.50				●							
35	牧野長尾線	0.3	40	2	16	3.00	0.50				●							
36	牧野長尾線	1.1	40	2	16	3.00	0.50				●	●						
37	牧野長尾線	0.1	40	2	16	2.50	0.50				●							
38	牧野長尾線	0.5	40	2	16	3.00	0.50											●
39	牧野長尾線	0.4	40	2	16	4.00	1.50				●	●				●	●	
40	牧野長尾線	1.0	40	2	16	4.00	1.25				●	●				●		
41	牧野長尾線	1.1	40	2	16	4.00	0.50				●					●		
42	甲斐田三栗線他	1.9	40	2	14	3.00	0.50				●	●						
43	枚方藤阪第2号線	0.4	40	2	16	4.00	0.50				●							
44	枚方藤阪線	0.5	40	2	16	3.00	1.00				●							
45	渚第1号線	0.3	20	1	6	0.00	1.00				●							
46	渚中宮線	0.9	30	2	16	3.00	1.50				●			●			●	
47	岡東山之上東1号線	0.2	30	2	16	4.00	0.50				●			●				

表 参-2 自転車ネットワーク路線一覧その2

区 間 番 号	路 線 名	道 路 状 況						交 通 量 (道 路 交 通 セン サ ス)			自 転 車 ネ ッ ト ワ ー ク 路 線 選 定 条 件							
		概 略 延 長	規 制 速 度	車 線 数	道 路 幅 員	歩 道 幅 員	路 肩 幅 員	自 転 車 交 通 量	歩 行 者 交 通 量	自 動 車 交 通 量	① 鉄 道 駅、 拠 点 施 設 等 ア ク セ ス ル ト	② H 27 事 故 多 発 区 間	② 自 転 車 交 通 量 が 多 い	③ 主 要 3 駅 駐 輪 場 定 期 利 用 者 二 ー ズ	④ 新 施 設 立 地	⑤ 整 備 済 み 又 は 整 備 予 定	⑥ 路 肩 に 余 裕 が あ る	⑦ 連 続 性 を 確 保
48	岡東山之上東1号線	0.9	40	2	16	2.50	1.50				●	●	●			●		
49	岡東山之上東1号線	0.4	40	2	14	1.50	0.50					●	●					
50	山之上高田線	1.2	40	2	12	1.50	1.00					●	●					
51	山之上高田線	0.2	40	2	20	4.50	1.50					●	●				●	
52	山之上高田線	0.3	40	2	20	3.50	0.50					●	●					
53	山之上高田線	1.0	40	2	12	2.50	0.50										●	
54	禁野枚方線	0.5	30	2	16	3.00	1.50						●	●		●		
55	禁野枚方線	0.1	30	2	12	4.00	1.00						●					
56	枚方新香里線	0.1	30	2	15	4.00	0.50			●	●							
57	新香里南線	0.6	40	2	18	3.50	1.00										●	
58	新香里中央線	0.5	40	2	20	2.50	1.50									●		
59	新香里中央線	1.2	40	2	20	5.00	1.50									●		
60	枚方新香里線	0.2	40	2	14	2.50	0.50			●								
61	枚方新香里線	1.6	40	2	12	1.00	1.00			●	●							
62	枚方新香里線	0.7	40	2	20	4.50	1.00										●	
63	禁野第3号線	0.6	30	2	14	2.00	1.50			●						●		
64	甲斐田三栗線	0.6	30	2	10	3.00	0.50										●	
65	御殿山小倉線	1.2			14										●			
66	牧野長尾線	1.1			16										●			
67	長尾杉線	1.8			14										●			
68	中振交野線	1.1			18										●			
69	北河内自転車道線	1.3													●			
70	北河内自転車道線	1.8													●			
71	北河内自転車道線	1.0													●			
72	北河内自転車道線	2.3													●			
73	北河内自転車道線	1.2													●			
74	北河内自転車道線	4.3													●			
75	北河内自転車道線	1.0													●			
76	北河内自転車道線	2.9													●			

自転車ネットワーク路線



凡例

- 自転車ネットワーク路線
※府管理路線については、大阪府自転車通行空間整備緊急3か年計画等整備計画の路線
- 大規模自転車道(北河内サイクルライン)
 - 整備済み
 - 未整備
- 道路種別
 - 国道
 - 府道
 - 市道
 - 市道 整備予定路線(新設道路)